

女性活躍推進法に基づく行動計画書

法人職員向け保育所の拡充に向けた取り組み

全職員（パート雇用含む）が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、職員の能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 課題

- （1）就労時間内に保育中の子供の体調不良による呼び出し対応。
- （2）子供が体調不良でも安心して就労できる子育て環境が整っていない。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標；日勤就労時間帯の子供の体調不良による迎え要請を100%帰宅させる
（ただし、帰宅の判断は保護者の意見を優先に進める）

<取り組み内容>

- 令和8年 4月より開始
法人内託児所にて保育中児童の体調不良が理由による保育士確保調査
- 令和9年 7月～
体調不良の呼び出し回数の調査
- 令和10年 7月～
託児所 付帯設備その他備品等 策定
- 令和11年 7月～
託児所 付帯設備その他備品等 策定
- 令和12年 2月～
人員・配置人数の見直し（育児対象者分の 人材採用計画 策定）
- 令和13年 3月
実施状況の確認